

**島根原子力発電所 3 号機
新規制基準に係る適合性申請に伴う市の意見について**

平成 3 0 年 5 月 2 2 日に、中国電力株式会社から出雲市に対して、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、島根原子力発電所 3 号機の新規制基準への適合性申請を行いたい旨の報告がありました。

本市は今後、同社に対し、出雲市議会、出雲市原子力安全顧問会議及び出雲市原子力発電所環境安全対策協議会等の意見を踏まえ、協定に基づき、この申請に対する意見を提出します。

また、「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」（以下「覚書」という。）に基づき、島根県から意見照会がある予定ですので、これに回答することになります。

記

○協定に基づく中国電力株式会社への意見・・・資料 1

○覚書に基づく島根県への意見・・・資料 2

防 災 第 号
平成 3 0 年(2018) 月 日

中国電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水希茂 様

出雲市長 長 岡 秀 人
(総務部 防災安全課)

**「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の
安全確保等に関する協定」に基づく意見について**

平成 3 0 年 5 月 2 2 日に貴社から報告を受けた、島根原子力発電所 3 号機の新規
制基準適合性審査に関する申請について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安
来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第 5 条第 2 項に基づき、次のとお
り意見します。

島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に関する申請に係る

出雲市の意見について

平成30年5月22日付で貴社から報告を受けた、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に関する申請については、了解します。

なお、了解するにあたっては、関係法令等を遵守し、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」に基づく、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

特に、「付帯意見 1」について、強く要望します。

記

付帯意見

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 原子力発電所の在り方に関しては、使用済燃料の増加、廃炉後の対応や、再生可能エネルギーの活用等、他のエネルギーシステムの特質も踏まえて、今後も合理的に説明を行うこと。
3. 原子力規制委員会における適合性審査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
4. 新たに安全対策等を実施する際には、当該対策の目的と効果、新たに発生するリスクについて、その対応状況を網羅的に分かりやすく説明すること。
5. 安全性の担保は、原子力事業に携わる全ての職員が100パーセント機器を使いこなすことが前提となっているため、重大事故等の対処について、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。尚、訓練に関しては、訓練すべき事項とその訓練の実施に関わる中長期の実施計画を併せて示し、その訓練内容と計画の妥当性を説明すること。
6. 地震や津波、テロ及びシビアアクシデント対策について、常に最新の知見・技術を取り入れるとともに、他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、適切に周辺自治体及び市民に情報提供すること。また、島根原子力発電所全体の防災・安全対策に反映させること。

7. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
8. 新たな計画・申請（変更を含む）が行われる場合は、周辺自治体への説明はもとより、市民に対しても説明会を行うなど、丁寧な情報提供に努めること。

防 災 第 号
平成 3 0 年 (2018) 月 日

島根県知事 溝口善兵衛 様

出雲市長 長 岡 秀 人
(総務部 防災安全課)

**「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る
覚書に基づく県からの意見照会について (回答)**

このことについて、平成 3 0 年 月 日付、原第 号で照会のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、別紙のとおり回答いたします。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく 県からの意見照会について（回答）

今回、行われる島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査に関する申請については、事業者である中国電力株式会社が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき原子力規制委員会へ申請し、同委員会で審査されるものであるため、申請を了解します。

なお、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。特に、中国電力株式会社に対し、付帯意見「【中国電力株式会社に求める事項】1」について、強く要望しており、島根県に対しても、「【県に求める事項】1」について、強く意見いたします。

記

付帯意見

【中国電力株式会社に求める事項】

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 原子力発電所の在り方に関しては、使用済燃料の増加、廃炉後の対応や、再生可能エネルギーの活用等、他のエネルギーシステムの特質も踏まえて、今後も合理的に説明を行うこと。
3. 原子力規制委員会における適合性審査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
4. 新たに安全対策等を実施する際には、当該対策の目的と効果、新たに発生するリスクについて、その対応状況を網羅的に分かりやすく説明すること。
5. 安全性の担保は、原子力事業に携わる全ての職員が100パーセント機器を使いこなすことが前提となっているため、重大事故等の対処について、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。尚、訓練に関しては、訓練すべき事項とその訓練の実施に関わる中長期の実施計画を併せて示し、その訓練内容と計画の妥当性を説明すること。

6. 地震や津波、テロ及びシビアアクシデント対策について、常に最新の知見・技術を取り入れるとともに、他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、適切に周辺自治体及び市民に情報提供すること。また、島根原子力発電所全体の防災・安全対策に反映させること。
7. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
8. 新たな計画・申請（変更を含む）が行われる場合は、周辺自治体への説明はもとより、市民に対しても説明会を行うなど、丁寧な情報提供に努めること。

【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を講ずること。また、日本原子力発電と東海村など6市村が結んだ「東海村方式」を参考とした新たな協定のあり方について検討すること。
2. 今回の適合性審査申請と原子炉の稼働とは、全く別の議論であることを、中国電力株式会社に明確に回答すること。
3. 適合性審査終了後のロードマップについて、国の考えを質すとともに、早急に県としての考え方を示し、周辺自治体に対し協議すること。
4. 安全を確保するために必要となる事項の全体像と、それに対応するための個別措置の実施及びその評価を整理して分かりやすく説明することを、中国電力株式会社へ要望し、その妥当性に関して検討をおこなうこと。
5. 周辺自治体に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュールで行うなどの配慮をすること。
6. 広域避難計画について、避難先となる自治体の理解、避難手段の確保等、実効性の向上を図る取り組みを、積極的に講じるとともに、県は、避難先の自治体を含んだ協議体によって、原子力防災計画の実効性の確認と向上に努めること。
7. 避難に際して主要な避難路となる「主要地方道 斐川一畑大社線」の整備を、積極的に取り組むこと。

【県を介して国に求める事項】

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、UPZの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。また、新たな法制度構築までの暫定的措置として、電力事業者と、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
2. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強めること。
3. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行なわれるよう、使用済燃料の再処理等について国が前面に立って取り組むこと。特に、今後、新たに稼働する原子力発電所から発生する使用済燃料等の対応に関しては、責任ある判断をすること。
4. 適合性審査に当たっては、現地調査を行う等により、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握したうえで、住民の安全確保の観点から厳格に審査を行うこと。

<参考資料 1>

○報告以降の経過

| 期 日 | 内 容 |
|------------|--|
| 平成30年5月22日 | 中国電力から、安全協定に基づき「島根原子力発電所3号機の新規制基準に係る適合性申請」について報告 |
| 平成30年5月23日 | 中国電力による関係自治体向け説明会 ・3号機新規制基準に係る適合性申請の概要（説明：中国電力） |
| 平成30年6月1日 | 出雲市原子力発電所環境安全対策協議会 ・3号機新規制基準に係る適合性申請の概要（説明：中国電力） |
| 平成30年6月7日 | 島根原子力発電所視察（藤河副市長、出雲市議会） |
| 平成30年6月8日 | 出雲市原子力安全顧問会議 ・3号機新規制基準に係る適合性申請の概要（説明：中国電力） |
| 平成30年6月11日 | 出雲市議会 全員協議会 ・3号機新規制基準に係る適合性申請の概要（説明：中国電力） |
| 平成30年6月18日 | 中国電力による住民説明会 ・3号機新規制基準に係る適合性申請の概要（説明：中国電力） |
| 平成30年6月19日 | 出雲市議会 総務委員会原子力発電・エネルギー政策調査特別委員会 合同協議会 ・中国電力及び島根県へ提出する意見の説明 |
| 平成30年6月28日 | 出雲市議会 全員協議会 ・中国電力及び島根県へ提出する意見の説明 |

○今後のスケジュール（予定）

| 期 日 | 内 容 |
|------------|-----------------------|
| 平成30年7月～8月 | 市が中国電力に対して、協定に基づく意見提出 |
| 平成30年7月～8月 | 島根県が市に対して、覚書に基づく意見照会 |
| 平成30年7月～8月 | 市から島根県に対して、覚書に基づく意見回答 |

＜参考資料 2＞

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等 に関する協定（抜粋）

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（計画等の報告）

第5条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べる事ができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

平成29年2月10日

甲 出雲市
乙 安来市
丙 雲南市
丁 中国電力株式会社

＜参考資料 3＞

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

- 1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年10月29日

甲 島根県
乙 出雲市
安来市
雲南市